

返戻金制度について

◇返戻金制度に関する事項

当社の紹介により就職した者が本人の責に帰すべき事由により入社後 6 ヶ月以内に退職する等して雇用が終了した場合は、受領した手数料のうち次の割合を返戻する制度です。

- | | | |
|-----|-------------------------|-----|
| (1) | 入社後 1 ヶ月以内に退職した場合 | 50% |
| (2) | 入社後 1 ヶ月超 3 ヶ月以内に退職した場合 | 25% |
| (3) | 入社後 3 ヶ月超 6 ヶ月以内に退職した場合 | 5% |

ただし、紹介予定派遣の場合、派遣先（求人者）で就業中の派遣労働者を求職者として紹介する場合には、下記の割合となります。

- | | | |
|-----|-------------------|----|
| (1) | 入社後 6 ヶ月以内に退職した場合 | 5% |
|-----|-------------------|----|